



## 消費生活の安定及び向上に向けた県民提案事業 消費者行政活性化シンポジウム in 匝瑳市 だまされないぞ！ 悪質商法 ～見守りと学びで一緒に消費者被害を撃退～

平成25年12月21日（土）午後1時30分～午後4時  
匝瑳市民ふれあいセンター3階 大ホール

12月21日の匝瑳市民シンポは皆様のご協力で恙なく成功裡に終了できましたことを感謝致します。有難うございました。 河野誠

### 後援挨拶 匝瑳市 大田安規市長

多くの団体の方のご参集で開催できた事に感謝致します。消費者の安全安心が脅かされる事件が多発しています。匝瑳市に於いては活性化基金を活用し啓発に努めていますが万全な体制とはいえません。今後のさらなる充実の為に多くの人に関心をもってまらう契機となれば思っております。

### 基調講演 消費者行政充実ネットちば事務局長 押師徳彦弁護士

今日のシンポジウムで匝瑳市の消費者被害の実情や消費生活センターのことを学び、悪質商法被害をなくすために地域の力でできることを皆で考えましょう。

### 千葉県の消費者行政について 千葉県環境生活部県民生活課 池田美明副課長

### 匝瑳市における消費者行政について 匝瑳市産業振興課商工観光室 高橋康二副主幹

### 匝瑳市における消費者被害の実態 匝瑳市消費生活相談窓口 大木藤枝消費生活相談員

池田副課長からは県内の消費生活相談の体制や県の事業者指導などについてのお話がありました。高橋副主幹からは匝瑳市の消費者行政とシンポジウムに先立って行われ「消費生活アンケート」の集計結果について等のお話し、大木相談員からは最近の市内での相談事例と、相談員としての20年間1人で匝瑳市の窓口を支えられてきた実態についてのお話がありました。

### パネルディスカッション パネリスト

匝瑳市区長会 佐藤正剛 会長  
匝瑳市シニアクラブ連合会 鈴木利雄 会長  
匝瑳市教育委員会 竹澤実 教育委員長職務代理者  
匝瑳警察署 櫻井祐希 生活安全課長  
匝瑳市 大木藤枝 消費生活相談員

### コーディネーター

消費者行政充実ネットちば 石川浩一郎 弁護士



パネラーの方、それぞれの立場から消費者被害に限らず地域の抱える問題について話し合われました。警察と消費生活相談窓口の連携もなされているとのことでした。また、教育委員会の竹澤氏から、「匝瑳市の匝はつながりひとめぐりする和という意味、改めてその意味を見直し、人と人とのつながる市とする、このことは消費者被害だけでなく社会全体の解決につながる」というお話もありました。また「いきいき元気クラブ」の伊藤さんから「地域で活動しているグループにもっと消費生活相談について知って広めてもらいたい」との会場発言がありました。





- 1 消費生活相談を充実させ、消費生活センターに
- 2 市民や行政職員に消費生活相談窓口の存在や機能・役割の周知を
- 3 さまざまな媒体を利用して消費者被害の迅速・確実な発信を
- 4 市内のさまざまな団体が連携して消費者被害の予防や発見・救済ができる体制を
- 5 市民が実践を通じて学ぶ為の体制整備を

市長に代わり、匝瑳市産業振興課 林課長が提言を受取って下さいました。

「しかと受け取りました。市長に上進し、最大限の努力を約束します。」と力強い言葉を頂きました。



#### 閉会挨拶 匝瑳市民生委員児童委員協議会 伊藤稔会長

人の和のある匝瑳市にできるように、皆さんでがんばっていきたい。



大勢の皆さまにご参加頂き、ありがとうございました。

### 「千葉県消費生活基本計画〈原案〉（平成 26 年度～平成 30 年度）」への意見 提出

2013年12月26日

消費者行政充実ネットちばと参加団体の代表者連名で、意見を提出しました。以下概略です。

#### 1 「計画〈原案〉」全体について

担当部局の強力なリーダーシップを期待すること、県内37市の全てに消費生活センターを設置す目標を早期に達成のために必要な措置を確実に取ること

#### 2. 重点課題について

##### ・重点課題1 「誰もが、どこでも安心して相談できる体制づくり」について

市町村や首長に積極的に働きかけていくこと、センター及びセンターの機能の周知、住民との連携などについて総合的に検討し、市町村に改善を促していくこと、独自での相談窓口の「実現が困難な自治体に対して県が広域連携の推進支援や積極的な人的・財政的支援を行うことを検討すべき

##### ・重点課題2 「消費者被害の防止と安全・安心ネットワークづくり」について

「人材の育成」をし、合わせて育成された人材がその役割を充分果たせるような環境作り

##### ・重点課題3 「ライフステージに応じた学習機会の確保と消費者教育の推進」について

「消費者教育の推進に関する法律」の主旨に則って推進計画を早期に制定すること、消費者教育推進地域協議会の設置にあたって教育関係者の参加や「千葉県消費生活ネットワーク会議」との連携などを十分考慮すること

##### ・重点課題4 「取引の適正化と悪質事業者に対する指導強化」について

県の消費者行政担当職員と県や市町村の相談業務との普段の関わりを強め、消費者被害等の実情に応じて速やかに事業者指導ができる環境の整備が必要

##### ・重点課題5 「生活関連物資の安定供給と消費生活の安全性の確保」について

「買い物難民」が社会問題、市町村とも協力して、実態の把握や対策について検討していくこと、消費生活相談の窓口寄せられた食に関する情報が速やかに関連行政に生かされるような連携体制の充実強化が必要。生命・健康を害する危険性が高い商品については、関係する団体とも協力して回収をすすめる仕組みの検討が必要。